

○ 湖南衛生組合正副管理者会議規程

平成23年 2 月 2 日

規程第 1 号

(設置)

第 1 条 湖南衛生組合（以下「組合」という。）の運営の円滑化を図るため、組合に湖南衛生組合正副管理者会議（以下「管理者会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 管理者会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 組合の議会に提案すべき議案に関すること。
- (2) 組合の運営に係る重要事項に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 管理者会議は、管理者及び副管理者をもって組織する。

(会議等)

第 4 条 管理者会議は、管理者が招集し、会議を主宰する。

2 管理者会議は、管理者会議を組織する者の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 管理者は、管理者会議で審議すべき事項について、管理者会議の議を経ないで、その審議すべき事案を処理し、又は議会に対して議案を提出してはならない。ただし、特に緊急を要するため管理者会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められる場合は、この限りではない。

4 前項ただし書の規定により、管理者がその審議すべき事案を処理し、又は議案を提出する場合は、速やかに副管理者に通知するものとする。

(職務の代理)

第 5 条 管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、管理者の職務を代理する副管理者がその職務を代理する。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、管理者会議の運営に関し必要な事項は、管理者が管理者会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

(湖南衛生組合行政協議会規程の廃止)

2 湖南衛生組合行政協議会規程（昭和41年 1 月湖南衛生組合規程第 1 号）

は、廃止する。